

篠山市内の特定工場の皆様へ

## 工場立地法の緑地等の割合を一部地区で 緩和します！

このたび篠山市では、工場立地法により設置が義務付けられている緑地等の面積率を「篠山市工場立地法地域準則条例」(平成29年10月1日施行)により一部地域において緩和いたしました。これにより、市独自の基準が適用されることで、周辺地域に配慮した中で、今まで以上に敷地の有効な活用が可能となります。

### 1. 対象区域、緑地面積率および環境施設面積率

都市計画法第8条第1項第1号に基づく準工業地域  
篠山市土地利用基本計画に基づく産業育成区域(まち)

〔従来〕 緑地面積率 20%以上(環境施設面積率25%以上)

⇒ (制定後) **緑地面積率10%以上(環境施設面積率15%以上)**

篠山市土地利用基本計画に基づく産業育成区域(さと)

〔従来〕 緑地面積率 20%以上(環境施設面積率25%以上)

⇒ (制定後) **緑地面積率20%以上(環境施設面積率20%以上)**

※上記を除く区域については、従来どおり緑地面積率20%、環境施設面積率25%のままです。

### 2. 緑地整備について

周辺地域と調和した工場立地の実現のため、篠山市景観形成方針に基づき、緑地の整備を行ってください。

工場立地法の詳細については、裏面をご覧ください。担当までお問い合わせください。



【担当】 篠山市 政策部 創造都市課 企業振興室  
(所在地) 篠山市北新町4-1  
(電話) 079-552-1111 (FAX) 079-552-5665  
(E-mail) kigyoshinko\_div@city.sasayama.hyogo.jp

# 工場立地法について

## 1. 工場立地法とは

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的として、一定規模以上の工場には生産施設や緑地面積率等の基準を定めています。

特定工場を新設する場合や既存の施設等を変更する際には、市へ事前の届出が必要となります。

## 2. 工場立地法の対象となる工場

以下の2つの要件を満たす工場が、工場立地法の対象となります。

|    |   |
|----|---|
| 業種 | 製造業、電気・ガス・熱供給業(※水力・地熱発電所および太陽光発電施設を除く。)                             |
| 面積 | 敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上または建築面積(水平投影面積) 3,000 m <sup>2</sup> 以上 |

## 3. 緑地について

緑地とは、高木や低木が植えられている土地および芝や、その他地被植物(手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地を指します。

## 4. 環境施設について

環境施設とは、緑地と緑地以外の環境施設の総称です。緑地以外の環境施設とは、次のいずれかに該当する施設のうち、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているものを指します。

- ・修景施設 : 噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、日陰たな等
- ・屋外運動場 : 野球場、陸上競技場、蹴球場、屋外プール、テニスコート等(これらに付属する観覧席等を含む)
- ・広場 : 簡単な運動等が可能で、明確に区分されたオープンスペースで公園的に整備されたもの
- ・屋内運動施設 : 体育館、屋内プール、武道館、アスレチックジム等(これらに付属する観覧席等を含む)
- ・教養文化施設 : 博物館、美術館等の教養文化の向上に資することが目的のもの
- ・雨水浸透施設 : 浸透管、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等
- ・太陽光発電施設 : 太陽光を電気に変換するための一連の機械または装置

※なお、環境施設面積率は緑地面積率を含みますので、特定工場の緑地面積が設置すべき環境施設面積率を超えている場合は、更に緑地以外の環境施設を設ける必要はありません。

特定工場の新設または増設をする場合は、

**工場着手 90 日前までに変更届の提出**が必要です。

(※申請により、その期間を 30 日前までに短縮することが可能です。)